

豊中市農業委員会の委員候補者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊中市農業委員会の委員の推薦及び募集等の手続きに関する要綱(平成二十八年豊活産第657号)第7条の規定により、豊中市農業委員候補者評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、推薦及び募集に応じた各農業委員候補者の活動履歴の審査及び必要に応じて適当と認める方法による審査を行う。

2 評価委員会は、市長の求めにより、農業委員候補者の評価意見を市長に報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

2 委員長は、副市長(都市活力部担当)の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 都市活力部長

(3) 都市計画推進部長

(4) 都市基盤部長

4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代行する。

5 委員の任期は、平成29年(2017年)7月19日までとし、再任を妨げない。

(会議運営)

第4条 評価委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員長及び委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 評価委員会による評価意見の決定は、出席した委員長及び委員の過半数をもって行う。

4 評価委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

5 評価委員会は、委員長が必要と認める場合において、持ち回り等の会議を招集しな

い方法により評価をすることができるものとする。

(設置期間)

第5条 評価委員会の設置期間は、第2条に規定する所掌事務が終了し、農業委員候補者が農業委員に選任される日までとする。

(秘密保持)

第6条 委員は、評価委員会で知りえた個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 評価委員会の事務局を、都市活力部産業振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成29年2月1日から実施する。